

令和 5 年度みどり市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

2 適用範囲

本方針は、みどり市の全ての機関に適用する。

3 障害者就労施設等

本方針における障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所(A 型・B 型)
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (7) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (8) 障害者優先調達法施行令(平成 25 年政令第 22 号)に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(次の①～③の全てを満たすもの)
 - ①障がい者の雇用数が 5 人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の 20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が 30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達推進方法

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 社会福祉課は、障害者就労施設等が提供できる物品等について、施設等からの情報をもとに全庁内へ情報提供を行うものとする。
- (3) 各部局等は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

5 調達目標

令和5年度の調達目標額は、これまで以上に障害者就労施設等からの物品等の調達実績を伸ばすことを目的に、次の額とする。

目標額 1,700,000 円

6 調達実績の公表等

年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を、各部局等において取りまとめ、社会福祉課に報告する。

社会福祉課は、各部局等からの報告を取りまとめ、市ホームページにより公表する。